

キトキハ、造曆差ナキコト不能此故ニ宣明曆今時ノ天度ニ後ル、コト、當曆ニ較ルニ氣節二日
餘後レ、合朔或ハ一日ノ違ヒアリシ、是ニ依テカ朝廷曆家ニ勅アリテ、貞享二年宣明曆ヲ止メテ
今曆ヲ行ハル、貞享曆ト號ス、今清朝ノ時憲曆ニ較ベ考フルニ、朔望ハ凡違ヒナシトイヘ共、清曆
ノ氣節、冬至後ハ和曆ニ先ダツコト一日、或ハ二日、夏至後ハ和曆ニ後ル、コト一日、又ハ二日ナ
リ、此故ニ閏月又一二月ノ先後アリ、此兩曆孰カ正法ナルコト未知、曆世ノ後ニ於テ天度ニ差フ
コト少キヲ以テ善曆トスベシ、豫メ是非ヲ論ズルニ詮ナシ、
〔蒼梧隨筆^六〕本朝曆法沿革之事

抑本朝曆法の起原は推古天皇の御時、百濟國僧觀勒始貢曆術云こと、三代實錄に見へたり、日本紀不
見又政事要略曰、以小墾田朝十三年歲次甲子正月戊申朔始用曆日云々、

按、此時百濟國僧觀勒曆日のことを貢せしと云のみにて、測量曆法の事、且本朝にてその曆法
を習學せし人等のこと不詳、以來文武天皇の朝に至まで、曆日のこと所見なし、されば唯曆日
をもちひられたることのみとみへたり、

四十一代持統天皇四年十二月甲申、奉勅始行元嘉曆與儀鳳曆云々、

是時より至廢帝天皇天平寶字七年、其年間凡七十二ヶ年の間、此二曆の法を用ひられたるな
り、元嘉曆は、宋文帝元嘉年中、何承天作進之儀、鳳曆は、諸史傳に曆名不詳、若しくは唐高宗儀鳳
年中に、唐朝より傳來するものか、朝にては二法ならべ用ひらるゝなり、

廢帝天皇天平寶字七年八月、停元嘉曆與儀鳳曆、而用開元大衍曆。

是時より至清和天皇貞觀二年、其年間凡九十八ヶ年なり、大衍曆は唐玄宗開元年中、詔僧一行
令作之、本朝にては、

文德天皇齊衡三年、有五紀曆之法、而與大衍曆併行也、